

## 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第17回）議事概要

### 1 日 時

平成22年2月22日（月）14時00分～15時07分

### 2 場 所

総務省第1特別会議室（8階）

### 3 出席者

#### （1）委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、  
宮本 勝浩

（以上5名）

#### （2）臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

#### （3）事務局

岡田情報流通行政局総務課課長補佐

#### （4）総務省

桜井総合通信基盤局長、福岡電気通信事業部長、淵江事業政策課長、古市料金サービス課長、村松料金サービス課企画官、田原電気通信技術システム課長、川村電気通信技術システム課企画官、山田番号企画室長

### 4 議 題

#### （1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置に係る規定の変更）について【諮問第3017号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

#### 【内容】

NTT東西が実施する債権保全措置について、債務の履行の担保を求める要件の見直し、預託金等の軽減を行うための規定整備等を行うもの。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）について【諮問第3018号】

審議の結果、次の点が確保された場合には認可することが適当との答申をした。

<確保事項>

帯域透過端末回線伝送機能（ドライカップ）等のメタル加入者回線に係る接続料に関し、上部区間におけるメタル設備の未利用芯線のコストについて、局外RTに收容されている加入者回線とメタル設備のみを用いる加入者回線に関する稼働回線数比に基づき案分し再算定すること

また、要望事項として、次の点を答申に付記した。

<要望事項>

・PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと。

・PSTNからIP網への移行について、NTT東西は平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西に対し、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること。

・PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること。

・貸倒損失額の大幅な上昇により適切な債権保全措置に対する懸念が示されていることを踏まえ、今後とも貸倒損失の接続料への適切な算入を行うため、NTT東西に対し、「電気通信分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」（平成18年12月公表、平成21年10月改訂）等に基づき、未回収債権発生の予防措置、未回収債権の圧縮・拡大の防止など、引き続き適切なリスク管理を実施することを要請すること。

・DSL／光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改に関し、NTT東日本に対し、以下の事項を要請すること。

- ① コストの予見性及び適正性を検証する観点から、予め必要な情報開示を行うこと。
- ② 接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへ

の移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。

また、NTT西日本に対しても、今後NTT東日本と同種のシステム改修を行う場合には、上記と同様の措置を講じることを要請すること。

**【内容】**

専用線等の実際費用方式を適用する平成22年度の接続料の改定及びその他手続費等の改定を行うもの。

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）について【諮問第3020号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行い、接続委員会において調査することとした。

**【内容】**

接続料規則の一部を改正する省令等の公布・施行を受け、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うもの。

イ 事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正（重要通信の義務化に関する制度改正）について【諮問第3021号】

審議の結果、諮問された案について、密接不可分な非諮問事項と併せて総務省において意見募集を行い、電気通信番号委員会において調査することとした。

**【内容】**

0AB～J番号を使用する電話、携帯電話及びPHSについて「重要通信」すなわち、「緊急通報」及び「災害時優先通信」の提供の義務づけを行うため、関係省令の改正を行うものです。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 丸山 吉原

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp